

議第4号

檀原市議会委員会条例の一部改正について

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

提出者	檀原市議会議員	たけだ	やすひこ
賛成者	檀原市議会議員	大北	かずすけ
〃	〃	西川	正克
〃	〃	奥田	寛
〃	〃	樫本	利明
〃	〃	廣井	一隆
〃	〃	奥田	英人

檀原市議会委員会条例の一部を改正する条例

檀原市議会委員会条例（昭和36年檀原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「危機管理室、総務部、総合政策部」を「総務部、総合政策部、生活安全部」に、「市民文化部、福祉部、健康部、生活環境部及び水道局」を「魅力創造部、市民活動部、福祉部、健康部及び環境づくり部」に、「まちづくり部」を「まちづくり部、上下水道部」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 檀原市役所行政組織条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

議第5号

檀原市議会情報公開条例の一部改正について

檀原市議会情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月3日提出

提出者	檀原市議会議員	たけだ	やすひこ
賛成者	檀原市議会議員	大北	かずすけ
〃	〃	奥田	寛
〃	〃	樫本	利明
〃	〃	廣井	一隆
〃	〃	奥田	英人

檀原市議会情報公開条例の一部を改正する条例

檀原市議会情報公開条例(平成11年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会の職員」を「議会事務局の職員」に改める。

第3条の見出し中「議会」を「議長」に改め、同条中「議会は」を「議長は」に改める。

第5条中「議会に対し」を「議長に対し」に改める。

第6条及び第7条中「議会は」を「議長は」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「議会」を「議長」に改め、同条第3号中「議会」を「議長」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条中「議会」を「議長」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の2条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求(以下「審査請求」という。)については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第15条 議長は、審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により審理手続を終結した旨を通知したとき

は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、橿原市行政不服審査法施行条例（平成28年橿原市条例第 号）第6条第1項の橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求人から、審査会への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）から、審査会に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）
- (2) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る議会情報の全部を公開することとする場合（第10条第6項に定める手続において、当該議会情報の公開に反対の意思表示がされている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をしたときは、議長は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知するとともに、諮問書の写しを送付するものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 第10条第6項に定める手続において、当該審査請求に係る議会情報の公開について反対の意思表示をした第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、議会情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された議会情報の公開を求めることができない。

4 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

5 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、議会情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

6 第10条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開等決定（公開請求に係る議会情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る議会情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該議会情報の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。）

第13条を削り、第12条を第13条とする。

第11条中「議会は」を「議長は」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「議会は」を「議長は」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項から第4項までの規定中「議会は」を「議長は」に改め、同条第5項中「議会は」を「議長は」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 議長は、第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る議会情報が存在しないことその他の理由により公開請求を拒否するときは、前各項と同様とする。

第9条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

7 議長は、前項の規定により、意見を述べる機会を与えられた第三者が当該議会情報の公開に反対の意思を表示した場合において、当該議会情報を公開しようとするときは、公開の決定をした日から起算して15日を経過した日以後に公開の実施をしなければならない。この場合において、議長は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、議長の定める事項を通知しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(議会情報の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る議会情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第6条第1項の規定により保護される利益が同項各号に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、議長は、公開請求に係る議会情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理由 行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備を行うもの